

亀山市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年5月23日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
椿世町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 安藤 利幸
 亀山市椿世町101番地1
変更後 安藤 修一
 亀山市椿世町176番地
- 3 事務所の所在地
変更前 亀山市椿世町101番地1
変更後 亀山市椿世町176番地
- 4 変更の年月日
平成28年4月1日
- 5 変更の理由
(1) 代表者の氏名及び住所
 任期満了による
(2) 事務所の所在地
 代表者の変更による